

別記様式第1号(第四関係)

蘭越町活性化計画

北海道蘭越町

令和6年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	蘭越町活性化計画	市町村名	蘭越町	地区名(※1)	蘭越地区	計画期間(※2)	令和6年～令和10年
都道府県名	北海道						

目 標 : (※3)

蘭越町の基幹産業である農業を軸とした新たな特産品を生み出す地場産品の加工施設を設けることで、都市住民との交流を増加させるとともに、酒蔵整備により新たな地産ブランド開発促進に繋がる。また、農林水産物処理加工施設を新設することにより、米を活用した新たな地産ブランドを立ち上げる等、特産品の生産、販売量拡大及び生産者の所得向上を推進する。
(定量的な目標)
・今回の新規事業実施することで、当該地区で採れた農産物を直売所を通じて販売することで、供用開始後の地域産物の販売額(R7～R9年度の3年間平均)201,575千円を目標にする。

目標設定の考え方

地区の概要:

蘭越町は北海道後志管内の南西部に位置し、総面積449.78km²で、東西に36km、南北に56kmの広がりを見せ、周囲をニセコ連邦等の山岳に囲まれた盆地を形成しており、町の中央を道南最大の河川「尻別川」が東西30kmにわたって貫流し、日本海にそそぎ、本支流に沿って肥沃な農耕地が広がり、集落を形成している。
また、ニセコエリアにおいて奥ニセコに位置する本町では、温泉がふんだんに湧き出て、泉質の異なる温泉が点在し、観光客で賑わいを見せている。
盆地地帯であるため、夏は比較的温暖で、年間雨量も1,000mm以上、年間日照時間も1,200時間以上と農業に好条件であるが、冬は積雪量が多く特別豪雪地帯に指定されている。
このような環境下において、高品質・良食味米産地として高い評価を受けているとともに、冷害の被害も他の地域に比べると比較的少ない。
また、本町で10年以上前から開催されている全国的な米コンテスト「米-1グランプリinらんこし」では、グランプリを含み、常に入賞を果たし他のコンテストでも上位に入るなど良食味米として高い評価を得ている。

現状と課題

蘭越町は、泉質の異なる温泉郷、ニセコチセヌプリ等のニセコ山系、清流日本一の尻別川など自然豊かな観光資源に恵まれているが、日帰り客がメインであり、宿泊施設は、町営の温泉施設等や民営の施設が数件存在するのみであり、各資源を有機的に結び付けた滞在型の観光推進が課題となっている。
近年、本町においてはぶどうの栽培とワインの醸造も行われており、小規模醸造を可能とする「蘭越町ワイン特区」が認定され、ワイン醸造や蘭越米を原料とした日本酒製造企業の新規参入を促し、ワイナリー、醸造所の形成を目指している。蘭越米を中心にブランド向上を図っているが、近年の米離れ等により推進力が失われつつある。
都市との地域間交流による農村の活性化にあたっては、本町の基幹産業であり主要生産物である米を中心とした農産物を活かした加工品の生産施設を整備する等、新たなブランド力発信源となる施設の整備が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

今後の展開については、次の方法により進めていく。
奥ニセコの緑と穏和と自立のまちとして、本町が計画する「第6次蘭越町総合計画」に基づき都市住民との交流を積極的に進めていく。
また、農業の6次産業化を推進する。
具体的には、次のような展開方向を目指す。
(1)町の特産物のブランド化:確固たるブランド化を図るため、より品質の高い「らんこし米」の生産量拡大と合わせて、各種イベント等を活用した販売戦略の展開により、販売量拡大及び生産者の所得向上を進める。
(2)6次産業施設の整備:当町の米を活用した加工施設、飲食施設を整備することにより、新たな地産ブランドを立ち上げる等、特産品の生産、地産地消を促進する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
蘭越町	蘭越地区	地域連携販売力強化施設	森ノ醸造所	有	ハ	直売所・駐車場
蘭越町	蘭越地区	農林水産物処理加工施設	森ノ醸造所	有	ハ	酒蔵施設

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

蘭越地区(北海道蘭越町)	区域面積(※2)	44,978ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 本計画区域の総面積44,978ha(全国都道府県市区町村別面積調令和4年7月)のうち農地面積は3,970ha、林野面積は、35,500haで農林地面積が合計39,470haと87.7%を占めており、当該地区の就業者数2,273人のうち、農林漁業従事者は1,116人と49.1%を占めており、農林漁業が重要な事業の地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： ・計画区域内の人口は、1985年の7,553人を起点とした30年でみると2015年時点で4,843人と35.9%の減少となっており、直近の人口は4,451人(令和4年4月末住民基本台帳)であり、過疎化、高齢化により一貫して減少している。 ・高齢化等による人口減少に伴い、今後担い手不足による耕作放棄地の増加等地域農業全体の衰退につながる懸念される。 こうした中、当該地区は蘭越町、ニセコ町、倶知安町で構成するニセコ観光圏を形成しており、道内外の観光客はもとより世界各地からの観光客をターゲットとした都市と農村の交流促進や農産物のブランド化を推進することで、交流人口の増加、移住・定住促進につなげる。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該地区の人口は、4,485人(住民基本台帳令和5年6月末)となっており、当該地区は、町全域である。 活性化計画区域は市街地化区域及び用途区域に指定されていない。</p>		

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該計画の達成状況については、R6～R7年度の施設整備終了後、3年間の評価期間(R7～R9)で効果状況、目標達成状況の確認を行う。

【状況の把握】

計画の達成状況については、事業実施期間(R6年度)終了後、3年間の評価期間(R7～R9年度)に効果現状況を把握し、令和10年度に「地域産物の販売額の増加」について、決算資料を基に、目標達成状況の検証を行う。